

置賜広域行政事務組合告示第 30 号

本組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の利用料金の額を変更したので、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例（平成 20 年条例第 4 号）第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 8 日

置賜広域行政事務組合
理事長米沢市長 近 藤 洋 介

- 1 施設の名称
置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）
- 2 対象期間
令和 8 年 9 月 18 日から令和 8 年 11 月 29 日まで
- 3 利用料金
施設の利用料金
スポーツクラブ会員（中学生以上対象）

種 類	入会金		利用施設内容
	変更前	変更後	
個人会員	11,000円	<u>0円</u>	温水プール、浴室、トレーニング室、スタジオ
家族会員	(2人以上対象) 22,000円	(2人以上対象) <u>0円</u>	
ペア会員	(2人対象) 22,000円	(2人対象) <u>0円</u>	
デイトائم会員	11,000円	<u>0円</u>	
ハイスクール会員	11,000円	<u>0円</u>	
ナイト&ホリデー会員	11,000円	<u>0円</u>	

適用日：令和 8 年 9 月 18 日

※対象期間終了後は、変更前の金額となるもの